

下関市立大学大学院長期履修学生が納付すべき授業料の額に関する要綱

改正 平成20年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号）第8条第2項に規定する長期履修学生（以下「長期履修学生」という。）が納付すべき授業料の額について定めるものとする。

(納付すべき額)

第2条 長期履修学生がその認められた長期履修期間において納付すべき授業料の額は、別表のとおりとする。

(履修期間短縮時における納付方法)

第3条 長期履修期間を短縮した場合において、当該短縮後の長期履修期間最終年度における授業料の納付方法は、当該最終年度に納付すべき額に2分の1を乗じて得た額を、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号）別表第3に規定する前期納入期限及び後期納入期限までにそれぞれ納付するものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、理事長がその都度定める方法により納付するものとする。

(募集要項等による周知)

第4条 長期履修学生が納付すべき授業料の年額及び総額については、募集要項に掲載する等により、周知しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、長期履修学生の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

長期履修学生に係る授業料

(1)平成21年度以降の入学生

	1年目	2年目	3年目	4年目	合計
通常の場合	535,800	535,800	—	—	1,071,600
3年の長期履修の場合	357,200	357,200	357,200	—	1,071,600
4年の長期履修の場合	267,900	267,900	267,900	267,900	1,071,600
3年から2年に短縮	357,200	714,400	—	—	1,071,600
4年から3年に短縮	267,900	267,900	535,800	—	1,071,600
4年から2年に短縮	267,900	803,700	—	—	1,071,600
1年後に長期履修の申請を行い、計3年間の長期履修を認められた場合	535,800	357,200	357,200	—	1,250,200
1年後に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	535,800	267,900	267,900	267,900	1,339,500
2年後に長期履修の申請を行い、計3年間の長期履修を認められた場合	535,800	535,800	357,200	—	1,428,800
2年後に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	535,800	535,800	267,900	267,900	1,607,400
3年後に長期履修の延長の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	357,200	357,200	357,200	267,900	1,339,500

(2)平成20年度入学生

	1年目	2年目	3年目	4年目	合計
通常の場合	520,800	535,800	—	—	1,056,600
3年の長期履修の場合	347,200	357,200	357,200	—	1,061,600
4年の長期履修の場合	260,400	267,900	267,900	267,900	1,064,100
3年から2年に短縮	347,200	714,400	—	—	1,061,600
4年から3年に短縮	260,400	267,900	535,800	—	1,064,100
4年から2年に短縮	260,400	803,700	—	—	1,064,100
1年後に長期履修の申請を行い、計3年間の長期履修を認められた場合	520,800	357,200	357,200	—	1,235,200
1年後に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	520,800	267,900	267,900	267,900	1,324,500
2年後に長期履修の申請を行い、計3年間の長期履修を認められた場合	520,800	535,800	357,200	—	1,413,800
2年後に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	520,800	535,800	267,900	267,900	1,592,400
3年後に長期履修の延長の申請を行い、計4年間の長期履修を認められた場合	347,200	357,200	357,200	267,900	1,329,500

